

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年 8 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 野 尻 哲 雄
(大分市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 川 上 幸 博
(出雲市議会議長)

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	地方創生の推進について	3
3	参議院選挙における合区の解消について	5
4	多様な人材の市議会への参画促進について	6
5	厚生年金への地方議会議員の加入について	9
6	地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に 対応する防災・減災対策の充実強化について	10
7	消防防災体制の充実強化について	12
8	過疎地域の自立促進について	14
9	合併市町村に対する支援の拡充について	15
10	社会保障・税番号制度に係る取組強化について	16
11	基地対策関係予算の確保等について	17
12	治安対策の強化等について	19
13	所有者不明土地対策について	20
14	北方領土返還について	21
15	竹島の領有権確立について	23
16	日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の 負担軽減について	24
17	人権救済制度の確立について	25

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきており、平成26年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、農地転用許可権限の地方への移譲、地方版ハローワークの創設をはじめとした事務・権限の移譲が実現をみている。

令和元年の提案募集については、6年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの提案が301件提出されたところであり、現在、政府において12月の対応方針の決定に向けて検討が進められている。

地方分権改革は着実に進展してきているが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

また、地方自治体において、提案募集方式が一層積極的に活用されるよう、政府の情報発信と、提案に資する職員研修の充実を図ること。

2 国の出先機関改革

国の出先機関については、事務・権限の必要性を精査した上で、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

3 「国と地方の協議の場」における実効性のある運営

「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

4 地方議会の活動を制約する法令上の諸規定の見直し

議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

2 地方創生の推進について

少子・高齢化社会の加速化に対応する福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ様々な行政課題を克服し、将来にわたり活力ある社会と地域の住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が必要不可欠である。

また、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が迫る中、地方創生関連財源の継続的な確保と交通ネットワークなど社会基盤の地域間格差の早期是正が極めて重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の適切な位置付け

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、現行の各種交付金事業の枠組みにとどまることなく、地方創生の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

2 新たな技術の登場に伴う社会経済変化への対応等

未来技術（AI、IoT、ロボット技術等）の導入・普及による Society5.0 時代の社会経済の変化を見据え、各地域の事業・ビジネス、生活・学び、社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ、生活・雇用環境等に大きな影響力を持つ AI（人工知能活用）については、次期総合戦略において、その有効かつ安全な利用に向け、人間中心の AI 社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また、スーパーシティ構想の推進において、地方自治体から提案された規制緩和等の提言については、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

3 防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等の所要額等

地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また、将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし、総合的・計画的に対策の推進を図ること。

4 まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続

まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

5 地方創生推進交付金の総額確保等

地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。

6 地方創生拠点整備交付金等の弾力的な運用等

地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

7 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

8 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

9 地方への分散を促進する取組の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組を積極的に推進すること。

3 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

また、令和元年7月21日投開票の参議院議員選挙では、合区3県で過去最低の投票率を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

よって、国においては合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

4 多様な人材の市議会への参画促進について

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

多様な層の住民が議員として地方議会に参画できるよう、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

(1) 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

(2) サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整えるため、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

(3) 兼業（請負）禁止要件の緩和

議員の兼業禁止に係る「請負」の要件の再整理及び明確化、その他所要の見直しを行い、兼業禁止に係る規定が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

(4) 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある中、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げについて検討すること。

(5) 育児手当の創設等

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

(6) 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

2 更なる地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

(1) 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(5) 議会の招集日の変更

災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困

難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

(6) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

3 今後の市町村議会のあり方

国が検討している「集中専門型議会」と「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択できる制度については、現場である市町村議会の意見を幅広く、かつ真摯に聴取し、出された意見や指摘を重く受け止め、方針の抜本的な見直しを行うこと。

4 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

5 厚生年金への地方議会議員の加入について

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

6 地震、集中豪雨など頻発・激甚化する 大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化について

平成30年7月豪雨や土砂災害、累次の台風被害、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。
- (3) 被災自治体においては、災害救助法や被災者生活支援に関する業務、災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため、中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の確実な実施を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など

各種雪害対策の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

5 医療救護体制の充実強化

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

6 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

7 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 緊急防災・減災事業債の充実強化

緊急防災・減災事業債については、今後も地域の実情や災害態様の多様性に応じた柔軟で幅広い防災・減災事業に活用できるよう、対象事業及び財政措置を充実強化すること。

3 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねないことから、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対しても、財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化す

ること。

5 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

8 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定された過疎法の下、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんすること。

3 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設

令和3年3月末で失効する現行過疎法後において、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記した新たな制度を創設すること。

また、現行過疎法の期限終了後も、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の制度を維持すること。

なお、新たな過疎対策法における過疎地域の指定については、現行の過疎指定地域を引き続き指定するとともに、人口や財政力のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

9 合併市町村に対する支援の拡充について

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、平成22年3月末で一区切りとされたところである。

合併市町村は、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題を抱えていることから、更なる支援措置の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

10 社会保障・税番号制度に係る取組強化について

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

同制度は、平成27年10月から個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付と制度の運用が開始され、平成29年11月には地方自治体と他の行政機関等との情報連携及びマイナポータルの本格運用が始まったところである。

さらに本年6月には、デジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定されており、今後とも円滑な制度の運用が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 制度の運用に係る財政措置の拡充

情報連携及びマイナポータルの本格運用等の制度の運用に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。

2 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

11 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、10%のマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じ

ること。

12 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。
- (3) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、各地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し、財政的な支援を行うこと。

3 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

13 所有者不明土地対策について

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴い、不動産登記等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない所有者不明土地が全国的に急増し、社会問題化している。

平成29年12月の学識経験者や実務者の民間プラットフォームである「所有者不明土地問題研究会」の最終報告書によると、その面積は、平成28年度地籍調査結果からの拡大推計で約410万ヘクタールに及ぶとされ、今後、大量の相続発生により所有者不明土地が一層増加することが見込まれると公表された。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等において用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となっており、その影響は、災害復興、都市計画、空き家対策、森林整備など公共事業の停滞や土地有効利用の阻害に及んでいる。

現在、国土政策及び土地登記制度において具体的検討が進められているが、地方自治体の喫緊の問題として、抜本的な解決が求められる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備

平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地方自治体等が所有者不明土地をより円滑に利活用、又は適切に管理できるよう、環境整備を行うこと。

2 所有者不明土地に関する情報基盤の整備

所有者不明土地の早期解消のため、個人情報保護に配慮しつつ簡易な手続きにより所有者の探索が行えるよう、土地に関する情報基盤の整備を検討すること。

3 不動産権利に関する登記制度の見直し

所有者不明土地の発生を防止するため、相続及び所有権移転にかかる情報が担保されるよう、不動産の権利に関する登記制度の在り方について早急に検討すること。

14 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は戦後最大の国家的課題であり永年の日本国民の悲願である。

また、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

これまで日ロ間では様々な合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

一方、ロシアをめぐる国際情勢が複雑化する中、日ロ間の首脳レベルでの対話が活発に重ねられており、平成28年12月の日ロ首脳会談では、北方四島での共同経済活動について議論され、今後も協議を続けることが合意されるなど、北方領土問題の具体的進展に向けた動きが注視される場所である。

このような状況を踏まえ、早期の返還実現に向けて、返還要求運動をより効果的な国民総意の運動へと展開し、北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えていくことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、断固たる決意と強い意志をもって、対ロ外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

2 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

3 北方四島における共同経済活動の実現

平成28年12月の日ロ首脳会談において協議を開始することで合意された北方四島における共同経済活動の実現にあたっては、北方領土隣接地域のこれまでの歴史的経緯や交流実績、地理的優位性を活かし、北方領土隣接地域と北方四島を「北方四島経済活動特区」として位置付けるとともに、共同経済活動の実現に向けた協議を加速すること。

15 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

平成24年8月、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなどの対応を取ったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

16 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に多くの議会や自治体は、繰り返し嚴重に抗議及び要請し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定の抜本的な改定及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、在沖米軍基地の負担軽減がなされるよう強く要望する。

17 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

